貯　金　規　則

（昭　和　39　年　10　月　1　日
名古屋市職員共済組合規則第１号）

最近改正　令和６年３月31日規則第１号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）は、名古屋市職員共済組合定款第39条第４号に定める組合員の貯金の受け入れに関する事業を、この規則の定めるところにより行う。

（貯金）

第２条　組合の受け入れる貯金は、各月において定日に定額とし、その払いもどしは、据置期間経過後、組合員の請求により定日に行う。

２　前項の貯金の利率は、その受け入れ日から払いもどし日の前日までの期間につき年0.35パーセントとする。

３　組合員１人の貯金の最高限度額は2,000万円とする。

第２章　貯金

（申込）

第３条　貯金をしようとする組合員は、必要な事項を記入した貯金申込書をその所属する甲類所属所長に提出しなければならない。

２　前項の申込書を受けた所属所長は、その申込書の内容を確認し、これを組合の事務局へすみやかに送付しなければならない。

３　貯金申込者が、その貯金の利子に所得税の非課税措置を希望するときは第１項の申込書に非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書を添付するものとする。

（貯金額）

第４条　組合が受け入れる各月の貯金の定額は、１口を500円とし、組合員は、１口又は２口以上の口数で申し込むことができる。

（変更）

第５条　組合員は、前条の口数を貯金の途中で変更することができる。

２　口数変更の申込みは、貯金口数変更申込書を用い、第３条の規定の例に準じて行う。

（中断及び復活）

第５条の２　組合員は、貯金を中断及び復活することができる。

２　中断及び復活の申込みは、中断の申込みにあっては貯金中断申込書を、復活の申込みにあっては貯金復活申込書を用い、第３条の規定の例に準じて行う。

（申込の受付）

第６条　第３条又は前２条の規定による申込書が月の15日までに組合の事務局に送付されたときは、組合は、その月の末日までに申込者に申込みの受付を通知する。

（振込）

第７条　前条の通知をする際、組合は、申込者の給与支払機関にその者が各月に貯金する額をその月の翌月以降の各月の給料支給日にその者の給与から差し引くことを依頼する。

２　前項の給与支払機関は、依頼された差引金額をその差し引いた日に組合の預金口座へ振り込むものとする。

（払込）

第８条　組合員が給与の全部又は一部の支給を受けないことにより前条による差引金額の全部又は一部が給与から差し引けないときは、同条の規定によらないで、組合員は、その月の貯金の金額をその月の末日までに組合の預金口座へ払い込まなければならない。

（利子）

第９条　利子は、毎年３月及び９月の末日を区切り、それらの日の翌日に元金に加える。

２　第２条第２項の利率で計算した支払利子の額に１円未満の端数があるとき、又はその全額が１円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第３章　払いもどし及び解約

（請求）

第10条　組合員は、必要な事項を記入した貯金払いもどし請求書をその所属する甲類所属所長に提出して、貯金の払いもどしを請求することができる。この場合において、払いもどし請求額は、500円又は500円を整数倍した金額でなければならない。

２　所属所長は、前項の請求書の内容を確認し、これを組合の事務局へ速やかに送付しなければならない。

（制限）

第11条　前条第１項の請求は、その組合員が第７条又は第８条の規定による貯金をすでに３回以上済ませた後でなければすることができない。

（払いもどし）

第12条　第10条の請求書が組合の事務局に月の15日までに送付されたときは、その月の翌月の初日、月の末日までに送付されたときは、その月の翌月の17日をそれぞれの請求額の払いもどし日とする。

２　貯金の払いもどしは、前項の払いもどし日に組合が請求額を請求書で指定した組合員の預金口座へ振り込むことにより行なう。

（解約）

第13条　組合員は、必要な事項を記入した貯金解約申込書をその所属する甲類所属所長に提出して貯金の解約をすることができる。この場合においては、そのすでにした貯金の元利金合計額の払いもどしの請求があつたものとみなす。

２　貯金解約申込書の組合事務局への送付については第10条第２項の規定、貯金解約の制限については第11条の規定、貯金元利金の払いもどしについては前条の規定のそれぞれの例に準ずるものとする。

第14条　貯金をしている組合員が退職し、又は死亡したときは、その者又はその相続人は、貯金解約申込書を用いて貯金の解約を申し込まなければならない。この場合において、解約者が相続人であるときは、組合員であった者との続柄を明らかにできる戸籍謄本又はその他の書類を申込書に添付しなけれ

ばならない。

2　前項の規定により貯金の解約を申し込むべき相続人が２人以上あるときは、そのうちの１人を代表者として手続をしなければならない。

3　第１項の解約申込及び元利金払いもどしの手続については、前条第２項の規定を準用する。ただし、解約者が相続人であるときは、組合から元利金を振り込まれる預金口座はその相続人のものでなければならない。

第15条　第８条の規定に該当する組合員が同条による払込みをしない場合には、その者は、第13条第１項の申込みをしなければならない。この場合においては、払いもどしの制限に係る部分を除く同条第２項の規定を準用する。

2　前項の規定の適用を受ける者は、その解約申込後１年間は、この規則による貯金の申込みをすることができない。

第４章　雑則

（残高通知）

第16条　組合は、毎年４月１日及び10月１日の貯金残高及びそれらの日に元金に組入れた利子の額を貯金をしている組合員にそれらの日から20日以内に通知する。

（改約）

第17条　第３条第３項の書類を添付しなかった組合員または添付してもその効力を否認された組合員で、貯金の利子に所得税の非課税措置を希望する者は、月の初日においてすでにした貯金を解約し同日に同日までの貯金及びその利子の全額を組合へ貯金することができる。この場合においては、解約直前の口数で改約後も再び組合へ貯金をしなければならない。

2　前項の組合員は、特別貯金申込書に同項の解約及び再貯金申込みの旨を記入し、非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書を添付して、同項の期日10日前までに組合の事務局へ提出しなければならない。

3　組合員が、第１項の改約後の貯金の払いもどしを請求する場合における第11条の規定の適用については、解約前に引き続く期間中にした第７条または第８条の貯金の回数を、改約後の貯金の回数に通算する。

（報奨金）

第18条　組合は、受け入れた貯金の運用により相当金額の剰余金を生じた場合には、貯金をしている者に剰余金の範囲内の額の報奨金を支払うことができる。

（期日）

第19条　この規則で定める期日が、日曜日、土曜日、国民の祝日又はその他の休庁日（以下「休日」という。）にあたるときは、その期日は、当該期日の直後の休日にあたらない日とする。

2　前項の規定は、利子の組入れについては適用しない。

（書類及び細則）

第20条　この規則に定める書類の様式及びこの規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

1　この規則は、昭和39年10月 1 日から施行する。

2　貯金規程（昭和37年名古屋市職員共済組合規程第 5 号）は、この規則施行の日に廃止する。

3　前項により廃止された貯金規程に基づきこの規則施行の日に現に組合に貯金をしている組合員は、同日の貯金残高で引き続きこの規則に基づく貯金を組合にするものとみなす。

4　前項の規程の適用を受ける組合員は、第 3 条に規定する手続で第 4 条の口数の貯金の差し引きを昭和39年10月の給料支給日からはじめることを同月 8 日までにその所属する甲類所属所長に申し出なければならない。申出がないときは、この規則に基づく貯金の受入れを解約したものとみなし、その者は、第13条に規定する手続をしなければならない。

5　この規則は、名港所属所に所属しない組合員には、当分の間適用しない。

6　任意継続組合員には、この規則を適用しない。

附　則（昭和39年11月14日名古屋市職員共済組合規則第 6 号）

1　この規則は、昭和39年10月 1 日から効力を有する。

2　この規則施行の日前にすでになされたこの規則による改正後の第18条の規定に相当する手続は、同条の規定に基づきなされたものとみなす。

附　則（昭和40年7月31日名古屋市職員共済組合規則第4号）

この規則は、昭和40年7月31日から施行する。

附　則（昭和42年12月1日名古屋市職員共済組合規則第7号）

この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

附　則（昭和45年7月1日名古屋市職員共済組合規則第2号）

この規則は、昭和45年7月1日から施行する。

附　則（昭和49年8月20日名古屋市職員共済組合規則第5号）

この規則は、昭和49年8月20日から施行する。

附　則（昭和51年3月31日名古屋市職員共済組合規則第5号）

この規則は、公告の日から施行する。

附　則（昭和53年3月31日名古屋市職員共済組合規則第2号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附　則（昭和55年3月27日名古屋市職員共済組合規則第5号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附　則（昭和61年3月14日名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附　則（昭和61年6月21日名古屋市職員共済組合規則第6号）

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

附　則（昭和62年3月20日名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則（平成元年3月18日名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附　則（平成5年3月25日名古屋市職員共済組合規則第4号）

この規則は、公告の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

附　則（平成6年3月25日名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附　則（平成7年8月28日名古屋市職員共済組合規則第6号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附　則（平成10年3月30日 名古屋市職員共済組合規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則（平成14年3月29日 名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附　則（平成16年3月31日 名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第2条第2項中「年1.25パーセント」とあるのは、平成16年度及び平成17年度は「年1.65パーセント」、平成18年度及び平成19年度は「年1.45パーセント」とする。

附　則（平成26年3月31日 名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成27年3月31日 名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月31日 名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月31日 名古屋市職員共済組合規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（令和2年3月31日 名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第2条第2項ただし書きは、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和3年3月1日 名古屋市職員共済組合規則第3号）

1　この規則は、公告の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の貯金規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、この規則による改正後の貯金規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和4年3月31日 名古屋市職員共済組合規則第2号）

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項のただし書きを削る改正規定、同項の次に１項を加える改正規定、第５条の次に１条を加える改正規定及び第６条の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の貯金規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、この規則による改正後の貯金規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和６年３月31日名古屋市職員共済組合規則第１号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。